

京都市会訓令甲第2号

市会事務局

市会事務局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成23年3月30日

京都市会議長 加藤 盛司

第3条第11号中「京都市会情報公開審査会及び」を削り、同条に次の1号を加える。

(14) 前各号に掲げる専決事項のほか、所管業務に係る事務事業の計画及び実施に関すること。

第4条第7号中「第30条」を「第22条」に改める。

第5条に次の1号を加える。

(9) 前各号及び次条各項に掲げる専決事項のほか、所管業務に係る軽易な事務事業の計画及び実施に関すること。

第6条第3項第2号を削り、同項第3号中「各種資料、刊行物」を「刊行物及び各種資料」に改め、同号を同項第2号とする。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

(市会事務局総務課)